

市民文教委員会会議録

平成27年9月15日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:41

【 案 件 】

1. 議案第114号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
2. 議案第116号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
3. 議案第124号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)

【 報告事項 】

1. (仮称) 飯塚市立穂波東小中学校建設(3工区)工事における事故について
(学校施設整備推進室)
2. 工事請負変更契約について (教育総務課)
3. 平成27年度中学生海外研修事業の実施について (生涯学習課)
4. 山王山古墳の県史跡指定について (文化課)
5. マイナンバーカードの交付体制について (市民課)
6. 公用車による交通事故発生について (環境対策課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第114号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第114号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。筑穂地区のまちづくりを進めていく中で、筑穂庁舎の有効利活用の一環といたしまして、合併後、利活用が減少し、余裕のある庁舎の空間を市民交流の拠点地域といたしまして、また、併せまして地域の活性化の拠点として、平成26年4月1日に「ふれあい交流センター」として設置したところでございます。今般、地域住民の方々が、さらに活発な交流を行っていただくため、庁舎の3階を貸館業務が可能となるよう改修工事を行いましたので、それに伴う関係条例を改正するものでございます。

次に、改正する条例についてご説明いたします。第6条では、利用の許可に関すること。第7条では、利用の許可を制限する行為。第8条では、目的外使用を禁止することなどを新たに規定し、第13条から15条で使用料金及びそれに関連する条文を新たに規定いたしております。なお、利用料金につきましては、中央公民館の金額を参考に設定しております。

以上、議案第114号の条例の一部改正につきまして、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

今、せっかくこういう形で業務を開始するわけですから、施設を利用する住民の皆さんに周知というのはされているのでしょうか。

○まちづくり推進課長

周知につきましては、今現在、筑穂地区のまちづくり協議会を通じまして、関係各団体等に周知を行っているところでございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第114号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第116号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の12ページをお願いいたします。平成27年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、平成28年1月より、希望者に個人番号カードが交付されます。通知カード及び個人番号カードを紛失、消失または著しく損傷した場合の再交付については、カード発行委託機関へ再発行相当経費を支払う必要があり、その実費分を再交付手数料として定めるもので、個人番号通知カードの再交付手数料を500円、個人番号カードの再交付手数料を800円とするものでございます。

以上、議案第116号の飯塚市手数料条例の一部改正につきまして、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

初回の発行については無料ということですね。通知カードの再交付、個人番号カードの再交付についての手数料なのですけれども、この金額というのは、近隣市町村であるとか、全国等において金額的には大体同じなのでしょうか、それとも飯塚市単独で決められた金額なのでしょうか。

○市民課長

平成27年4月17日付の総務省事務連絡「通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取り扱いについて」において通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費について、それぞれの原資、ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円となるとの基準額が示されました。この額を手数料の根拠といたしました県内28市に確認をいたしましたが、いずれの市も同様に再交付手数料、通知カード500円、個人番号カード800円としておりました。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第116号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第124号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)」を議題といたします。執行部の補足説明並びに先の本会議における審査要望に対する答弁を求めます。

○環境整備課長

「議案第124号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)」について、補足説明させていただきます。

議案書の33ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため、提出するものでございます。指定管理者に管理を行わせようとする施設は、飯塚市リサイクルプラザ工房棟でございます。

次に、選定の経緯等についてご説明いたします。指定管理者・指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が6月10日、7月8日、7月22日の3回開催をされ、選定の結果、現在の指定管理者であります「株式会社 トキワビル商会」が候補者に選ばれ、8月5日に選定委員長より市長に答申がなされました。指定管理期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。選定の方法及び理由につきましては議案書に記載されておりますので、省略させていただきます。また、応募団体の評価点につきましては、34ページに記載をいたしております。

次に、本会議にて審査要望のあった件について、ご説明いたします。指定管理を行う施設が市にとって必要な施設であるか、ということでございますが、この施設の目的は、飯塚市リサイクルプラザ工房棟条例におきまして、環境保全に関する情報、リサイクル意識の高揚、学習・体験の場として設置されております。この目的達成のために環境保全に関する講座、研修会等の開催や情報の提供、不用品等の展示及び販売等の事業を行なっておりまして、本市における環境保全、啓発の拠点の施設として十分にその役割を果たしていると考えております。

また、この施設は、飯塚市公共施設等のあり方に関する実施計画におきまして、「指定管理者制度を継続しながら、更なる利用者増に向けた取り組みを積極的に行うとともに、出前教室など体験・学習内容を充実させることにより、循環型社会を確立するための環境保全活動を市民、関係団体等と一体となって推進する。」との方向性が示されていることも含めまして、今後も市の施設として必要な施設であると考えております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、

質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

トキワビル商会さんが指定管理者の候補に、選定されているわけですけど、他の応募団体の状況はどうだったんでしょうか。

○環境整備課長

今回のこの指定管理者の応募者につきましては、トキワビル商会さん1者のみでございました。

○上野委員

指定管理者、大切なというか飯塚市にとって必要な施設であるという答弁いただいているのですが、その大切な施設の指定管理者の応募が1団体だったということに関して、所管の認識はどのようなものでしょうか。

○環境整備課長

応募団体が1者だけであったということにつきまして、他の業者が応募をしなかった理由ということにつきましては、正確な情報としては把握いたしておりません。

○上野委員

理由は把握しにくいですね。では、この施設は、指定管理者制度を取り入れて何度目の公募になりますか。

○環境整備課長

平成28年度から3回目ということになります。

○上野委員

1回目、2回目の応募状況とそのときに応募された団体について、何か話し合いをしたとか、このトキワビル商会さん以前、今もそうですけど、1回目は違った団体がされていたんですよね。その時の苦情だとか、ご意見だとか、そういったのはどういうふうに把握されてありますか。

○環境整備課長

リサイクルプラザ工房棟、愛称はエコ工房ですけども、このエコ工房は、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。平成18年度から22年度までの5年間は、NPO法人コスミンズでございます。次に、平成23年度から今年度末までが株式会社トキワビル商会ということでございます。お尋ねの、NPOの第1回目の指定管理者については、人材がそろわないということで、2回目の応募はされなかったというふうになっております。

○委員長

暫時休憩します。

休憩10:14

再開10:15

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

平成18年度からの第1回目の応募につきましては2者の応募がっております。この時の指定金額が、年額で809万9700円でございます。2回目、平成23年度からの指定管理者につきましては4者の応募がっております。指定料でございますが、年額756万円でございますけれども、平成26年度に消費税が8%に引き上げられましたことから、26年度からは776万円というふうになっております。

○上野委員

2団体、4団体そして1団体となっているのですが、そもそもこの指定管理者制度というのは、ただ運営するだけではなくて、市民の皆さんに本当にいいサービスを提供しようという制度で導入されているのだと思うんです。それが、2団体、4団体と増えたけれども、3回目は、1団体しか応募されていないっていう、この事実は、今回に関してはもうそれからどうすることも、1団体だと公募を止めるよ、ということにもならないので、点数も1598点。確か、6割以上は良しとするというような認識を以前うかがったことがあったのですが、それも満たしているのかな。でしょうから、こういうような議案を上げられているのですが、そもそもこの指定管理者制度の認識をしっかりとっていただいて、市民によりよいサービスを与えるということで広く全国というか、世界というか、から募集をしていただけるような形、制度なので、次回と言わず、所管の施設があれば、また、ここにおいでの方皆さん方お持ち

の指定管理者制度導入の施設があれば、そういった趣旨をしっかりと踏まえていただいて、広くたくさんの方から募集をしていただけるような方法なり、手法などを考えていただきたいというように要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第124号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から6件について、報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設(3工区)工事における事故について」報告を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

「(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設(3工区)工事における事故について」報告いたします。

お手元に配布させていただいております、表裏印刷4ページの資料に基づいてご報告させていただきます。1. 事故の概要でございますが、平成27年7月31日金曜日14時20分頃(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設(3工区)工事の鉄筋コンクリート造3階建ての給食調理棟にて、1階壁及び2階床のコンクリート打設時に、型枠支保工の部分崩壊により、東側庇が崩落したものでございます。2の事故発生時の現場の対応でございますが、現場責任者が直ちに各業者職長に人員確認を行い人的被害がないことを確認後、労働基準監督署に連絡をしております。人的被害がないので報告する必要はないとの回答を受けております。その後2次災害防止措置をとっております。という報告を受けております。3、事故の原因でございますが、物理的要因としましては、型枠支保工を直接地盤面から支持する計画であったものが、計画書とは異なる、枠組足場に支持する構造となっていたものでございます。人的要因としましては、型枠支保工を施工する下請け業者への指示・指導不足、型枠支保工の組み立て中及びコンクリート打設前の点検が不足していた点が主な要因でございます。4の今後の対応でございますが、施工者に対し、型枠支保工組み立て中及びコンクリート打設前点検の実施の徹底、下請け業者への施工方法及び安全対策教育の徹底、安全施工体制のたて直し、安全パトロールの強化を指示しております。

また、事故が新築建物へ与えた影響を把握するための調査を行い、その結果をもとに、設計監督者と協議を行い、是正工事の方法を定め、品質に問題が発生しないように指示をしております。なお、資料の2ページに事故の位置図、3ページに事故前の写真、4ページに事故後の写真を添付しております。

以上報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

まず確認させてください。事故が起こった平成27年7月31日の2時20分ごろ、地震とか突風とかはあったのでしょうか。

○学校施設整備推進室主幹

地震、突風等はございませんでした。

○上野委員

2項目目、現場で事故が発生したときの現場の対応ですが、責任者が労働基準監督署に連絡をして、報告する必要はないと、これどこに報告する必要はないというふうな回答だったんですか。

○学校施設整備推進室主幹

労働基準監督署に事故の報告をする必要はないという、労働基準監督署からの回答ということです。

○上野委員

市役所に連絡が来たのはいつですか。

○建築課長補佐

市役所に連絡があったのは、当日7月31日に、市役所の担当者のほうに連絡がっておりますが、そのときには担当者が会議中であったため、実際、市役所が連絡を受けたのは、5時前に確認をとっております。

○上野委員

ちょっと教えてください。これ写真見る限りでもかなりの事故だと思うのですが、現場からは、ここまで来られて、ご報告があったのですか。それとも電話ですか。

○建築課長補佐

その当時は、電話での連絡になっておりました。

○上野委員

担当の職員がいなかった、会議中だったので、ということで、ではその市役所全体で、担当課がこういう認識を持たれたのは5時前だということですよ。ということは、この施工者の方は、この事故は普通のことで、いつでも起こりうる些細なことだというふうな認識だったとしか思えません、そうなのですか。

○建築課長補佐

現場としては、担当者及び担当係長のほうに連絡を入れたと、電話にて連絡を入れたというふうになっておりますが、どちらも会議中であったため出られなかったと。現場としては、やっぱり大きな事故という形では把握していたみたいですが、市のほうに連絡があった時点では、ひさしが落ちたということと、あと労働基準監督署に連絡を入れたけれども、労働基準監督署には、報告書の提出は必要ないというふうに言われました、ということでした。

○上野委員

それはわかりました。では、事故の原因なのですが、物理的、人的と2つに分けて書いてあるのですが、それぞれ責任の所在はどこにあるのですか。

○建築課長補佐

この足場、型枠支保工というものにつきましては、現場のほうに計画図を作成して、やっていくものでございます。それで、先ほども資料にて報告をさせていただいておりますように、物理的なものとしては、足場、本当は柱を支保工の柱を地面から直接とらなければならなかったというところを足場からやったというところで、現場のほうの、まずは型枠、作業員の方への指示を確実に行っていなかったということと、現場のほうの責任者が、支保工完了後に、その部分の確認を怠っていたと。これについては、図面上の、資料2の2ページのほうを見ていただいてもらいたいのですが、資料で赤書きしております右側の部分が崩落しております。同じような形状をしているのが、北側上の部分なのですが、同じような形状をしておりますが、

そこの部分を確認して、右側の赤い部分、崩落したところについては確認を怠っていたと、確認するのをやっていたというのを、現場からの報告を受けております。

○上野委員

ごめんなさい、僕は詳しくないので、構造のこととかよくわからないのですが、今、言われている現場の確認不足だとかいうのは、施工業者というふうに認識しておいていいですか。

○建築課長補佐

この件につきましては、型枠支保工というのは、現場施工者側がどのような計画をして、型枠が落ちないようにするという計画を現場の施工者が行います。ですから、施工者側の人的ミスというふうに考えられると思われまます。

○上野委員

そしたら、その計画書を施工業者さんが作られて、それを確認する義務は、市役所にはないってことですよ。

○建築課長補佐

この支保工につきましては、労働基準監督署のほうに提出して、労働基準監督署がその図面の確認、安全確認という形でやります。これについては、支保工の場合は、3メートル以上の高さがある場合というのがありますので、という形になっております。

○上野委員

それで、労働基準監督署にすぐ連絡とられているんですね。そうすると、この事故の原因については、市の責任とかでなくて、あくまでも、その現場の施工業者の責任になるのでしょうか、この後、事故後の対応で施工者に対してさまざまな強化なりの指示をされているのですが、これは、どなたが指示されたのですか。

○建築課長補佐

市役所と、あとは設計事務所が指示をしております。まずは市役所のほうは、施工業者のほうには、十分に安全を注意して今後作業することという形でやっていますし、あと、設計事務所のほうには、今後の対応を、ちょっと構造的に問題があってはいけないので、その対応ということをきちんとやりなさいということで指示書を出しております。

○上野委員

事故の原因は、施工業者が自分でつくった計画書とは異なる工法で足場を組み立てて、その確認を怠ったもので起こったという認識でよろしいのですよね。ということは、この施工業者に対して、市のほうから何らかの、例えば職員さんだったら、いろんなあるじゃないですか、減給とか、そういうなんかこうペナルティとかはもちろん何か考えてありますよね。

○契約課長

今、委員お尋ねの件につきましては、契約課のほうで措置を行います。指名停止の件ではなからうと思います。今回の事故につきましては、私のほうも現場を確認させていただきまして、非常に大きな事故だったということを確認いたしておりますが、報告の中で、いわゆる悪意をもった粗雑行為によって、この事故が発生したものではないという報告を受けておりますし、このような大きな事故ではございましたが、人的な被害等はございませんでしたので、一応嚴重注意という形の措置だろうかと考えております。

○上野委員

わかりました。悪意と善意の報告があっているのですが、それは、だれが判断してご報告されているのですか。

○建築課長補佐

この件については、手抜きであったかどうかという、とりあえず私たちは確認をしておりますけれども、手抜きではないという確認がとれておりましたので、そのような判断をしております。

○上野委員

この一方だけ確認を怠ったということが、手抜きがあるか、なかったというような判断にもつながるのではないかなと思うのですが、そこは手抜きではないというご判断ということで承っておりますが、最後に1つ、この建物に影響を与えたかどうか調査を行っておられると思うのですが、是正工事の方法等は指示をされている。この調査の結果、増工費用にはつながるのですか。

○建築課長補佐

この件につきましては施工業者側のほうの責任が多であることから、変更については増工については考えておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今回、人的被害がないということで、大きな事故の割には、その被害は少なかったのかもしれませんが、私も、やっぱり現場監督というのは、現場をやっぱり管理するのが仕事なわけですし、施工業者としてはやっぱり安全を一番大切にしていかななくてはいけないのだと思っております。これから小中一貫校また建設がありますよね。今回はたまたま夏休みの期間中ということもあって、さほど他に被害がなかったということもありますけれども、こういった事故がもっと大きくなると、現場の方もそうですし、近くにもしいる子どもたちとか、いろんな方にやっぱり危険が及ぶのではないかと思います。今のお話を聞くと、たまたま忘れていましたというような形ですけども、これでいいのでしょうか。そのたまたま忘れた、見落としていましたというような形で今後いかれると、やっぱりこういう写真で見ると、かなり私は大きい事故じゃないのかなというふうに思っています。こういう対応が、本来は足場も計画書とは違ったような形で、なぜそういうふうにしたのかということも疑問なのですけれども、かなりやっぱり危険が及ぶような形で、計画されていて、それを現場監督の方に任せているだけというのは、問題ではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○建築課長補佐

今、質問委員がおっしゃっているように、たまたま人的事故が起こっていないという形だと私たちも考えております。この件につきましては、今回の施工業者側については、事故の起こった翌日、二次災害が起こらない措置をした後に、自主的に工事をストップし、3工区すべて工事をストップし、この安全協議、再発防止、事故再発防止について協議を行っております。市役所としても、いろんなところで、今、建築工事をやっておりますので、早急に指示を出し、再度、こういうことが、こういう事故が起こっておりますということを、各現場のほうに連絡しております。こういう事が起こらないようにという形で、各今やっていただいている業者さん全てに注意を払っておるところでございます。それで、最後におっしゃってました施工業者だけに任せるのはどうかということもありましたので、一応工事監理、設計事務所の工事監理をつけておりますので、そちらのほうにも注意を払うようにということで、品質管理ばかりではなく、安全管理についてもやりなさいということと、私たち担当職員としても、そこら辺をきちんと見て、今後事故がないように、努力していくということで考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松延委員

2、3ちょっとお尋ねいたします。この事故発生が7月31日ということですね。それで8月の5日に市民文教委員会があったのですけれども、私から言わせたら、施工業者は、即座に、次の日でも、その日でも行政のほうに連絡しないと、私は大変な事故と思っておりますので、その報告はあってしかるべきと思うのですが、施工業者からの報告はいつあったのでしょ

うか。

○建築課長補佐

事故当日の7月31日の5時前に、当初直後に、市役所担当者及び担当係長のほうには連絡を現場のほうはしていたのですが、電話にて連絡していたのですが、会議中で連絡がとれませんでした。その会議が終了後に、市役所のほうの担当が現場のほうに電話を入れた時点で、この事故が起こったということ市役所としては把握しております。それで、現場のほうとしては、人的被害がなかったということと、監督署のほうにも報告書の提出もないということであったので、すみません、報告まではということで考えておりました。まことに申しわけありませんでした。

○松延委員

現場は見に行かれましたか。普通なら、技術者は現場を見に行かないといけませんね。それと、ここの部分は、これは結局、きょうの委員会での事故概要ということで報告をあなたたちが書かれた文章ですね。そうでしょう。施工業者からの、あなたたちに対する、要するに報告書ですよ。そこがいかにかこの事件が重要性かということをつまみ取っていないところが事故発生時の現場の対応のところで出ていますよね。人的被害がないので報告する必要はないと、こういうふうな形で。だから、これは、その後の事故の原因のところにありますように、先ほどから上野委員が質問されていますね。要するに、スラブ、張り出し、そこにコンクリートを打設するときは、基本的にこれもう私に言わせたら、足場の支保工を、足場なんて、これ基本的に間違っているんですね。だから、その監督、施工監督者、施工管理の業者等がですよ、やはり点検、もう基本的なミスですよ。これね、私に言わせたら。だから、張り出しが長くなればなるほど、当然崩壊するのは当たり前ですよ。そこら辺のところの、まず、職員の方、現場に即現地調査をされたのか。それと、先ほど言っていますように、8月5日に委員会ありましたのでね。そのときに何で報告ができなかったのか。ちょっとその2点教えてください。

○建築課長補佐

まず市の担当者が現場に行ったかどうかというお話ですけれども、事故当日7月31日には連絡を受けた時点ではひさしが落ちたという形でしか報告がなかったのと、労働基準監督署にも報告書の提出はないということ聞いておりましたので、そんなに大きな事故ではないという、ちょっと判断をして、現場としても今、大方片付けも終わり、これで終了しますということで聞いていましたので、事故当時の7月31日には行っておりません。翌日8月1日の朝一番に現場のほうに行って、現場を確認して、ちょっと大きなものだということを把握しております。それと5日の委員会報告ということのお話ですけれども、すみません、これはちょっと私たちの認識不足でもありましたけれども、事故がなかった、先ほども申したように人的被害がなかったということと、現場の対応が、即座に現場を止めて安全対策に入りますということの報告を受けておりましたので、報告をさせていただいていませんでした。本当に申しわけありませんでした。

○松延委員

その対応、その重要性ですね、施工業者は当然のことですよ。原因のところさっき書いてありますように、この支保工を支持するのが足場なんてとあなたたちも思うでしょう。こういう施工業者が、今、小中一貫校の建築をやっているのですよ。それで、もう最後1つにしますけれども、事故後の対応で、先ほど上野委員からもちょっと質問ありましたけれども、要するに、指示をして、最後の5行に指示の言葉が2つ出てきますよね。私に言わせたら、先ほども指示というのをどれだけの段階かご存じですか。もう指示で終わってしまうのですよ、施工業者がこういうふうな事故を起こしたことに對して、もう少し、先ほど何て言いましたか、悪意でないとか、人的被害がないとかですね。そういう事で、こういうふうな嚴重注意としたということで、最後の結びが、指示したにとどめてありますけど、これちょっと先ほどの上野委員

が言われましたように、ペナルティでこんなものでいいのかなと思うんですね。だから最後の行ですよ。例えば、是正工事の方法を定めて、品質に問題が生じないように指示している。それら品質と安全管理ありますよ。私に言わせたら、構造的に問題があるかどうかですよ、最終的には。そこの張り出し部分が、これが例えば何年か経って、今、例えば、都市部でタイルが剥げたとか、出てきていますけどね。そういうふうな事故が、小学生、中学生の子どもさんの学校の現場でこういうようなことが起きると、あのおとき5年先、10年先にさかのぼって、ああいう事故があったのだなとなってくると、ちょっとそういうところを、もう少しデリケートに、やっぱり簡単な人的災害がなかったからとか、そんな安易なものではないと思いますので、施工業者は、何か、この委員会でいろいろと問題になるかもしれませんが、私はそういうことは知りませんが、もう少し指示とかです、嚴重注意というのではないですよ。先ほども出ていますように、ペナルティをかけるべきですよ。契約課長、すみません、どう思われますか、再度、もう質問しませんので、最後一つお願いいたします。

○契約課長

まさに委員ご指摘のように、安全管理というものについては、業者さん必ず守ってもらわなければなりません。まさにご指摘のとおりだと考えております。ただ、そうですね、私ども先ほど確かに人的被害がなかったからということではなくて、当然この業者さんには、十分反省してもらわなければなりませんし、原課といたしましても、当然今後このような事故が絶対起こらないような対応には努めていただかないといけないとは考えております。ただ、私ども今、要綱で指名停止等の措置を行使させていただいておりますので、今、その要綱には該当するものではないというふうに、今は判断をいたしております。ただ、今後も検討し、中で協議はさせていただきたいというふうには考えております。

○上野委員

すみません、何回も。3ページと4ページに、事故の前後の写真があるのですが、そうですね、大きな工事をされるときはたくさん写真を撮っておられると思うのですが、これ事故現場の写真も事故前にはたくさん撮られてあるのですよね。

○建築課長補佐

今のところ、ちょっとどれくらいの事故前の写真が残っているかというのまでは確認しておりませんが、これ以外にも写真はあつたというふうに考えております。

○上野委員

いや、これって詳細にと言うか、クローズアップされたと言うか、結構ズームアップされた写真もたくさんあるので、プロが見れば、確認を怠ったとかいうことも、なかなか考えにくいのではないかなと思ったもので、一応確認だけさせてもらいました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤浦委員

ご答弁がありよるのに、またこの質問をするのは申しわけないのですが、ほんとに人的な事故じゃなくてよかったなあというふうには思うのですよ。ただ、善意、悪意の話も出ておりましたが、先ほど答弁する中で、手抜きではないというところに、ちょっと引っかかる部分があるのです。工法的な手抜きと、それからいろんな意味での経費的な手抜きというのがあると思うのですよね。このひさしが落ちたという話と、足場が崩壊したという話と、全くですね認識が違うのですよね。この足場が崩壊するという話は、やっぱり大きな事故に絶対結びついていないかというふうに思うのですよ。これは、人的な、やっぱりそういった事故に結びついていたら、こういった簡単な議論じゃ済まない状況になっていたのではないかなと思うのです。足場の組み方によって経費が随分違ってくるといえるのではないのですか。

○建築課長補佐

今回の分については、足場自体が崩壊したわけではなく、足場の枠組みを利用した支保工になっていたということにまずなっております。足場は、だいたい外部にずっとかけていくものですが、その足場の内側にひさしを受けるための足組み、本当は支保工という、下からパイプを立てて、地面から直接受けさせるものであったのですが、その枠組み足場を中間1.8メートルぐらいの高さまで利用して、そこからサポートと言いますか、柱を立てたということになっております。

○藤浦委員

技術的なことは、ちょっとわからないのですが、しかし、計画とは違うことをやっているわけでしょう。計画とは違うことを。だからその足場は十分それに耐えうるということでの最初の計画はあっているはずなのですよ。だけど、その工法を使わずに、違うことをやって、結局足場が崩落しているわけでしょう。そこがやはりちょっと問題といたら問題ではないですかね。そういう計画と違うようなことなんかをきちんとやっぱり行政も把握をしたらですね、それなりの厳しい措置というものは、やっぱりきちんとするべきではないかなと、先ほどから言われているペナルティという問題もあろうかと思えますけど。建築課はですね、ちょっと最近仕事もう沢山ね、ありすぎて煩雑になりすぎているかもわからんのですが、違う。これちょっとご指摘させていただいたこともあるのですが、例えば、杭打ちですね、そういったことについてもミスをしている業者なんかが、あっているはずなのですよ。あまりにも建築課というのは、その辺の管理が今ずさんになっているのではないかなという思いが、ちょっとしている部分があるのですよ。だからこういう事故が起きたときには、きちんとした対応をしていただかないと、そういった不安というのはどうしても払拭できない。業者が少ない、そういったいろんな事情があるかと思えますけど、今、1者で入札して、それが落とすと、落札するといったような状況も続いていますので、そういったところが、甘くなるとちょっと行政としての指導力というのがやっぱりだんだんなくなってきているのではないかなというふうに思いますよ。そこのところをもう一度きちんと考えを正していただきたいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松延委員

今、もう1回、何でかと言ったら、今、支保工が足場で、今、藤浦委員が言われましたように、結局手抜きじゃないという判断ですよ。多分これですね、張り出し部分がどのくらいか、1メートル500か、1メートル200あると思うのですよ。わずか例えば500ぐらいあったら、そんなになんかと思うのですが、ただ、足場の支保工が、結局支保工が2階のスラブから途中までの足場までの長さ、地面まで長さわかるでしょう、スパンが長くなると。結局はそのただ1本ぐらいだったらですよ、今回こういう事故は起こっていないと思うのですよ。何本もやったから、途中の足場のところに、そこに支持させたからですよ、ざらといったと思うのですが、これ今、ご指摘されたように、手抜きに、私は手抜きという言葉ははっきり言っていた方がいいと思うのですよ。どうですか。もう原因、事故の原因に、ここにちゃんと①に挙げているじゃないですか。これ基本的な、本当にミスですよ、これ。結局、地上の地盤に支持させる支保工をとるべき所を足場にさせたわけでしょう。現場監督はそのとき、先ほども会議とか何とか言われていましたけど、やっぱりコンクリートのスラブに、その打設の時は、最初ぐらい、やっぱりいないと、居て、確かめて、これで大丈夫だというふうな形で、先ほどの指示の問題にしても一緒ですよ、この業者はそんなに重く見ていませんよ、軽く見ていますよ。だから、これ基本的には、僕に言わせたら、支保工を足場にとったこと、これ私は手抜きに値すると思えますけど、どうですか。

○建築課長補佐

手抜きというよりも、やっぱり、ヒューマンエラーと言うか、人的ミス、これが、型枠支保

工を組んだ段階でまず施工業者の方が指示と指導不足、それについては、下請業者への指示不足、そして、それが終わった段階で、すべて確認しなければならなかった、確認すべきところを、今、図面上で言いますと、2ページ見ていただきたいのですが、上が、北側部分のみをやっており、東側部分、図面で言う右側部分の確認を怠ったということでありますので、基本的には、もう人的ミスというふうに考えております。

○松延委員

人的ミスとかいうことでとられていますけどね、業者にとって手抜きというのが一番やっぱり大きな問題だから、そう簡単には言われないうちだと思っていますけどね。これ下請け業者が結局、足場を組んでやったということで、この下請業者、協力業者の名簿にちゃんと上がっているのしょうからね。元請業者から下請の協力業者等については、それはちゃんともう建築、都市建設部のほうは、ちゃんと捉えておられるのですよね。何でかと言うと、元請があって、下請け、孫請けまでかどうか知りませんが、そういうのが上がっていないままやったら、指導とかですよ、指示とかですよ、どれだけでも同じですよ、そういう知識も持った人しか、工事をやらないのですから。だからそれなりの下請業者、協力業者にしても、ちゃんとそういうふうな工事の現場監督なり、主任技術者、そういうふうな技術を持った人が携わっているということは、下請業者にもいらっしゃるといのは、もう把握できているのですよね。もうこれ最後にしますけど、それだけ確認、今、できていなかったら確認してください。それは確認できていれば、今、答弁をお願いします。

○建築課長補佐

工事においては、下請業者さんの報告をしていただくようにしておりますので、確認しております。

○松延委員

例えば足場を組むときに、結局元請さんはちゃんとそういう技術者を持っていらっしゃって、その下請をされたところが、業者名前挙がってしましようけども、それだけの要するに、技術者として名前が挙がっているかどうかを確認してください。わかったら、それだけで終わりますということをおっしゃってくださいということを私は今、質問しているわけです。以上、これで終わりますけど。

○建築課長補佐

足場の責任者ということで、きちんと報告はされております。技術者という形で報告されております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○教育総務課長

工事請負変更契約について、ご報告いたします。

資料の工事請負変更契約報告書をお願いいたします。鯉田小学校大規模改造（その4）工事及び菰田小学校大規模改造（その3）工事において、足場を建て外壁の調査を行った結果、いずれの工事においても、露出筋・欠損、モルタル浮き・ひび割れ等について、設計時の想定より、改修の数量が増えたため、変更契約を行い、鯉田小学校大規模改造（その4）工事につきましては、原契約1億98万5400円を291万1680円増額し、1億389万7080円、菰田小学校大規模改造（その3）工事につきましては、原契約8419万5720円を100万1160円増額し、8519万6880円となっております。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年度中学生海外研修事業の実施について」報告を求めます。

○生涯学習課長

平成27年度飯塚市中学生海外研修事業の実施についてご報告いたします。この事業は平成25年度より研修先をアメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベール市近郊へと変更いたしまして、ホームステイの実施を主体とした研修内容に変更しております。研修生20名、団長以下、随行者4名、総勢24名で実施しております。研修日程でございますが、資料に明細をつけておりますけれども、期間につきましては、8月19日から27日までの9日間の日程でアメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ、サニーベール及びその近郊都市を訪問いたしております。研修の内容でございますが、サンフランシスコではカリフォルニア科学アカデミーなど見聞体験を行い、3日目はスタンフォード大学、グーグル本社など、シリコンバレーを支える中心的施設の見学を行っております。サニーベール市では研修生20名のホームステイを行い、アメリカの生活を体験しながら、1年生、2年生はサニーベールミドルスクール、また3年生はフリーモントハイスクールの授業に参加し、現地の中学生、高校生との交流を通して、異国での生活、習慣、文化、考え方の違いなどを実際に経験することができました。また、コロンビヤミドルスクールと、ホームステッドハイスクールにおきまして、桜の記念植樹を行ってまいりました。アメリカには7日間という短い滞在期間にさまざまなプログラムを実施した研修でございましたが、研修生たちは、異国文化に触れたことで「また、アメリカに行きたい。」「海外の大学に行きたいので英語の勉強をしていきたい。」「IT関係の仕事をしてみたい。」などの意見を聞き、大きな刺激を受け、新たな希望を抱いた様子でございました。こういった海外研修により社会性、主体性、また国際感覚を養うなど、所期の目的を果たし、全員無事に帰国いたしております。また、今後の予定でございますけれども、10月25日に穂波公民館におきまして、帰国報告会を実施する予定でございます。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

先日、新聞でもこの研修の記事がありました。3日間ですかね。確かありまして、そのうち2回ぐらいの記事の中で、やっぱりちょっと、子どもたちのコミュニケーション不足じゃないのかというような新聞記事の報告があっておりましたが、その辺はどのようにお考えでしょうか。実際に感じられたことを教えてください。

○教育長

本年度は、瓜生部長に団長として行っていただきました。昨年度、私も行きました。そして、本年度の報告も受けた2年間分で、あえて私が答えたいと思ひまして、マイクを持ちました。非常に新聞記事については、私は残念な記事でございました。子どもたちには無限の可能性がありますが、子どもたちの現状は、思いきって全く違ったところに行き、いきなりコミュニケーションがとれるなんていう子どもは正直言ひまして、飯塚市にもいませんし、全国にもほとんどいないと思ひます。現に大人でさえ、そのコミュニケーションがとれないので、国策として、いろんな取り組みを今やり始めたところでございます。飯塚市の子ども達については、事前の研修でも日常の英会話、そして、自分を語る、相手に尋ねるといような研修もした上で、かつ、行く意欲についても事前調査をしまし、その意欲化を高める研修内容も入れておいたにも関わらず、あのような現象面だけを見た、人材能力不足ではないかみたいなき書き方

をされて、私は、勇気を出して、ぜひ行きたいと手を挙げた子どもたちに対して、大変申しわけなく、そして、その背中を押して下さった保護者の皆さんに対しても、おつらいだろうなというように記事を読みました。非常に憤慨はしていますが、それでも、あのような受け止め方がないように、今後なお一層子ども達の事前研修には力を入れてまいりたいと思っていますところでございます。

○兼本委員

ありがとうございます。私も、そうですね、やっぱり違った、これも外国だけじゃなくて、日本でもそうなのでしょうけど、やっぱり違った地域、文化のところに行った時に、戸惑うことってたくさんあると思うんですね。ただ、このあいだの記事を悪いばかりじゃなくて、飯塚市の今後の教育として、いい方向でとらえようとするれば、僕は昔の飯塚の出身の方っていうのは、東京とか行ってもすごく力強いと言いますか、自分たちのご意見をズバツと言われて、やっつかれている先輩たちがすごく多いと思います。やっぱりこの飯塚のいいところっていうのは、川筋気質と言われますけども、それも逆に全国に行けばいいのではないかと、また、世界に行ったらいいのではないかと思います。先ほど教育長、ご答弁いただきましたように、研修をやったりまたちょっといろいろ考えていただいて、もっともっと身になるような体験が子どもたちにできるようなものを行っていただきたいと思います。

○教育長

私、説明不足でした。私もせっかく行ってきましたのに、初めての出会いの当初は、子どもたちはあの記事に書いてあるような姿だったです。でもですね、1日目から2日目、そして3日目となると、それぞれの向こうの中学校の中で、私どもが引率していた子どもたちがどこにいるのか分からなくなるぐらいなかに解け込んで、コミュニケーションを図っているのです。その子どもたちの変容や成長の姿も記事にしてほしいな。あの自分が最初に、出会いのときに見た光景だけを記事になさったことが残念で、子どもたちの伸びも、そしてそれを見た感動も記事にしてほしかったと思っている次第でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

大変すばらしい事業だなというふうに思っています。私のよく知っている子どもで、県もアンビシャス事業っていうのをやっているのですね、高校生対象なので。この中で、サバイバルコースというのがあって、1週間かけて山登って、女の子も山の中のトイレがなくて、地面を掘って、そこで用を足すというふうな生活をずっと送っているのですけれども、これ2週間ぐらいいくと、本当子どもって全然変わって帰ってきますので、そういう県のサバイバル事業も、現地アメリカか、イギリスだったかと思うのですが、その現地の子どもたちが参加するキャンプと一緒に参加をさせるというもので、たしか現地の中学生なんかも参加している事業なので、ぜひ、市のアンビシャス事業と連携を図っていただいて、そういったところにも、飯塚市の中学生を派遣できるような形もつくっていただきたいなというふうに思っています。もう1つは、今、中学生だけの連携なのですが、現地にはやっぱりすばらしい企業もあるので、ぜひ、中学生、高校生、そして大学生、そして事業者、社会人も、一緒に行けるような事業にと広げていただいて、社会人の方には多少負担もしていただきながら、本当に飯塚市とサニーベールの絆がどんどん太くなるような縦と横の連携を広めていっていただきたいなというふうに思いますが、せっかくですから、教育長いかがでしょうか。

○教育部長

今、ご提案がございました件については、検討させていただきたいと思っております。それから、現在サニーベール市との交流事業の状況につきましては、ご指摘ありました、中高生の学校間の交流というのは、開所いたしました当初からスタートをかけております。ただ、残念

ながら、どう申し上げたらいいのか、市長部局の人材派遣事業の1つ、そして、中学生に限定した海外研修事業というのを補助執行で、現在教育委員会のほうが受けている状況がございまして、いわゆる行政のほうが行う海外研修としては、中学生に限定をされているというのが現状でございます。しかしながら、現地に私もことし行きまして、九工大生が1名来ておりました。また私どもが帰った後にも、3名九州工業大学情報工学部のほうからサニーベールのほうへホームステイに入ってくるというようなことで、そういうふうな民間と申し上げたらいいのかなと思いますが、行政が絡まない形では、交流のほう徐徐にはありますけれども進んでおります。また、大人の交流事業についても、ぜひやろうというような機運が、今起きておまして、これも民々での交流で行きたいということで、行政としても直接的なかわりはありませんけれども、側面からのサポートをやっていきたいというふうに考えているところでございます。また、あわせまして、今回行きまして際に、市長とお話をさせていただく機会がございまして、市長からも、飯塚の取り組みというのは非常に素晴らしいと、子どもたちのプログラムが非常にうまくいっているというのを自分も肌で感じている。それに比べて、ちょっとサニーベール市としての行政の取り組みというのは、そんなに進んでいないというふうに自分も認識しているので、今後ますます発展するように考えていきたいというような力強い言葉もいただきましたので、今、言われるように、大人の交流を進めながら、経済的なつながりということも生まれてくるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:11

再 開 11:20

委員会を再開いたします。

次に、「山王山古墳の史跡指定について」報告を求めます。

○文化課長

山王山古墳の県史跡指定についてご報告いたします。

お手元に配布しています資料をお願いします。飯塚市西徳前に所在いたします山王山古墳につきましては、平成21年から平成24年にかけて、飯塚市の教育委員会が発掘調査をいたしまして、敲打という手法、これは叩いて施す手法でございますが、この手法によって多数の円文文様が確認された装飾古墳でございます。当古墳は、6世紀末に建造されたものと考えられ、金銅製馬具3セット、銀銅嵌が施された円頭大刀柄頭など豊富な遺物が出土しております。

本年、2月12日に県文化財保護審議会から指定案件として承認を受け、県教育委員会に答申され、さる9月3日の県教育委員会において指定が決定いたしました。今回、指定の理由といたしましては、当古墳が本地域を代表する古墳時代終末期の古墳に位置づけられ、敲打により施された円文は、装飾古墳が多く分布する遠賀川流域でも唯一のものであること、本地域の歴史的特性を顕著に示すものとして重要であるという評価をいただいております。今後は、告示を経て、保存整備を行ない、古墳の見学などの活用を進めてまいります。

以上、山王山古墳の県史跡指定についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

ひとつ要望です。これ素晴らしいことだと思うのですが、素晴らしい古墳なのだろうと思うのですが、見に行こうと思っても、この地図ではどこにあるのかわからないんですよ。

以前にも何かで、僕、指摘してきたかと思うのですが、分かりやすい位置図をつけていただくように、他の皆様方にも、今後よろしくお願いいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「マイナンバーカードの交付体制について」報告を求めます。

○市民課長

「マイナンバーカードの交付体制について」ご報告いたします。

資料としてお配り致しております、政府広報の冊子、3ページ下段をお願いいたします。

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、10月以降、住民票の住所に個人番号が通知され、平成28年1月よりマイナンバーの利用、個人番号カードの交付が始まります。この内、個人番号カードの交付事務については、市民課及び支所市民窓口課で担任致しますので、交付事務体勢等について説明させていただきます。

もう1枚、資料として配布致しております、A4判の「通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案)」をご覧ください。10月以降、キリトリ線で分けられた、このような「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」が、地方公共団体情報システム機構を通じて、順次、住民票の世帯ごとに簡易書留で送付されます。

書留の中には、「個人番号の通知カード・個人番号カードの申請書」と「返信用封筒」、「説明書」が入っておりますが、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを希望されない方は、この通知カードを保管していただき、マイナンバーを記載した書類の提出を求められた際に、運転免許証等と一緒に提示していただくこととなります。マイナンバーカードを希望される方は、通知カードの下にある、個人番号カード交付申請書に写真を添付して機構に返送していただきます。マイナンバーカードは、平成28年1月から順次、機構から市に送付されることになっており、市では、国から送付されたカードを検品したうえで、申請された方に、交付についてのご案内通知をお送りし、市の窓口へご来庁いただき、マイナンバーカードを受け取っていただきます。

市の体制としましては、このマイナンバーカードの交付に備え、9月中旬より穂波支所内に事務処理センターを設置し、職員を3名配置いたします。さらに、問合せ対応のためのコールセンターを10月より設置いたします。合わせて本庁及び穂波支所には特設会場を、筑穂、庄内、颯田支所では、市民窓口課で顔写真撮影を含めた申請書記載支援を行い、マイナンバーカードの普及に努めたいと考えております。

また、このマイナンバーカードを活用し、平成28年10月より市内9カ所に設置しております自動交付機に代えて、住民票等のコンビニ交付を検討いたしております。マイナンバーカードを希望者に対し確実にお手渡しするよう体制を整えて取り組みを行って参ります。

以上、簡単ではございますが、「マイナンバーカードの交付体制について」の報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

マイナンバーカードを交付されるということですので、わかる範囲で結構なのですが。例えば、マイナンバーカードを紛失してしまったといった場合に、いろいろほかにも暗証番号とかあるのでしょうか、例えば悪用される、紛失したり、盗難されたりといった場合に、本人が失くしたことに気づかない場合とかってということが生じた時に、例えば、それで失くしてしまったと気付いた場合に、これスマートフォンとか、タブレットとかでの手続きができるわけ

ですよね。そうしたときに、そのカードを失効するような手続きっていうのもできるのでしょうか。

○市民課長

マイナンバーカードを失効したときですけれども、地方公共団体情報システムに、24時間365日体制のコールセンターが設置されておりますので、電話することで、一時停止を行います。

○兼本委員

そうすると、例えば、高齢者の方々、多いのかもしれませんが、だまされて、作られたということがもしあった場合に、それが、今後いろんな部分で、分野で使っていくことが可能になってくるわけですよね。今、電話での詐欺であるとか、いろんな詐欺があります。このあいだ、ちょっと記事で見たのですが、200万円ぐらいをだまし取ろうとした時に、喪服を銀行に着させて行かせて、葬式のお金ですということで、言ってくれということで言えば、銀行のほうがお金を払いますよと、そういったような、今、巧妙な詐欺事件が起こっているような状況なんですね。今回、交付をするのが飯塚市の行政としてのサービスになってくるとは思うのですが、例えば、交付をした時に、たぶん今後、いろんな悪用されるようなことが起こってくるのではないかというふうに思うのですが、飯塚市として市民の皆さんに対して、注意点であるとか、そういう詐欺から身を守るための防御策と言いますか、そういったことは何かお考えでしょうか。

○市民課長

マイナンバー制度は、国の大きな制度でございます。質問委員ご指摘の課題、問題については、国からの指示もあるかと思えます。また、市全体の問題として捉えなければならないというのも考えておりますので、どこの課が担当するのかについては、私からの答弁は控えさせていただきますと思いますが、市全体として取り組みをしていかなければならないと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤浦委員

これは、政府広報の資料ですね。どの自治体もこの広報の、この資料によって、実施をしていかれるということでしょうし、飯塚市も、これにのっとった形で、安心安全なマイナンバー制度ですよということを一所懸命PRされております。物によっては今でも委任状という形のものがありませんか。そういったものでこういった活用というのは、これについては絶対できないというわけですか、というふうに思っているわけですか。委任状みたいなものは、もう通用しませんよと。あくまでも本人確認ができないと、その情報については、出さないというようなこととして考えていいのでしょうかね。

○市民課長

マイナンバーを活用する時には、必ず本人確認できる書類、要はマイナンバーカードには顔写真と、個人番号がなされておりますので、それを本人が出すことによって、本人であるという確認がとれるようになっております。このようなことによってなりすまし等がないと思われております。国からの細かい指示が、はっきりどの場で使う時にはどういうようにというのが出ていないのですが、当然委任状での対応というのはできるものと思えます。マイナンバーカードを取得の場合においても、委任される方の確認書類と、また委任を受ける方の確認書類、本人確認書類をセットにして出すことによって、委任が成立するというふうになっております。

○藤浦委員

ちょっと危ない部分ではないかなという気がしますよね。安心安全の仕組みですということ

で、いろいろ自治体がいろんな配置をされていて、行政としては、このことによって悪用されることはないのですよということを、市民や国民の方々に、きっちりとやっぱりお約束できるのですかね。その返答によっては、次の質問がちょっとあるわけですけど。

○市民課長

冒頭に申しましたとおり、国の制度でありまして、私ども市民課は、このカードの交付ということを担当いたしております。制度全体の問題と申しますのは、国からの指示を受けて法定受託事務として実施をいたしております。ただ、なりすましか、事務を受ける最前線の者としてみれば、ご本人確認、そして、そういう偽造等がないように対応はしていかなければならないというふうには思っております。

○藤浦委員

何か問題があれば、やっぱり自治体ですよ。一番最前線におられる、やっぱり飯塚市というのが一番責任を負わなきゃならないということになるかと思えます。安心安全、これはもう仕組みですということですから、そこを信用するしかないのですけど、8ページですね、一番下の黄色のところ、顔写真やパスワードが設定されていますので、もともと不正利用されるリスクはゼロですとか書いていないのですよ。「限定的です」というふうに書かれているんですね。この限定的というのに、ちょっとひっかかる部分があるのですよ。「ゼロです」ではないのですね。想定できない何かがあるのかなと。想定できないものを今どういうものかということを知りたいですね、想定ができないわけでしょうから。この表現としては、この限定的というのは、非常に読むほうとしては、不安が残る1行かなというふうに思うわけです。ここをぜひ何とか払拭していただかないと、その不安というのは、ずっと残っていくのではないかなというふうに思います。この限定的ですっていうのが、私はちょっとひっかかりましたので、ちょっとご指摘させていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今、委任状でも可能ですというお話でしたけれども、それで委任された方の本人確認をされますというお話をされておりましたが、その顔写真付きが、やはり基本的な本人確認資料という形になりますよね。そうすると、今、日本で、顔写真付きで住所、氏名入っているというのは、運転免許証くらいしかないのですかね、確か。例えば、運転免許証を持っていらっしやらない。そうすると、保険証とか、年金手帳とか、そういう形が今、本人確認の資料になってくるということなのですが、例えば、ご本人さんの本人確認だったら、顔写真付ですから、顔を見れば、ある程度わかるかなというのがあります。ただ、委任者というのが、先ほども言われていますけど、もし、悪用するために、その委任を受けた受任者が窓口に来られることも、もしかしたらあるかもしれないということもありますよね。考えられると思うんですね。だから、やはりちょっと安全面を考えると、その辺りの本人確認の資料というのが、どういうものが一番間違いないのかといったところとか、あと、どうなるのでしょうか、これ通知が行く時は、本人限定郵便か何かでいって、それで郵便局の方がご本人と確認されて、その通知を持っていきなさいという形になるのかもしれませんが、印鑑証明なんかは、確か、こちらに来られない場合には、一旦もう一度発送するような形で、再確認の再度手続きをとられるような形ですよ。ご本人かどうかということで。ですから、ちょっと手間はかかるかもしれませんが、何かそういった形のものを、これから国等のいろいろ協議あるのでしょうかけれども、考えてほしいなというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○環境対策課長

公用車による交通事故発生について、ご報告を申し上げます。

お手元の資料をお願いいたします。当該事故は、平成27年8月24日、月曜日、午前9時15分ごろ、環境対策課職員が、飯塚市潤野地内において、し尿収集作業終了後、前方が袋小路であり、方向転換のため後退で駐車場に入りました。発進しようとしたところ、右にハンドルを切りすぎたことにより、駐車中の相手方車両の左後部を損傷させたものでございます。損害の状況につきましては、市側が車両の左後部バンパーの損傷。相手方は、左後部を損傷させたものです。なお、市側・相手方ともに、人身傷害はございませんでした。また、この事故に係る損害賠償につきましては、現在、相手方と協議しているところでございます。

今回の事故の原因につきましては、車両の長さの認識不足が原因であり、同乗者の誘導に従えば防げた事故でありました。今後はこのような事故を起こさないよう、当該職員に対し強く指導を行いました。また、他の職員につきましても、安全運転への注意喚起を行ったところでございます。今後も、機会あるごとに安全運転の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○上野委員

本当に、毎委員会ごとに、ご報告を受ける交通事故なのですが、今回、市役所の関係者、事故に関する関係者、通常し尿処理作業には3名が同乗されていると思うのですが、今回も3名ですか。

○環境対策課長

3名乗車でございます。

○上野委員

本当、公用車で事故を起こしても、本人負担は原則金銭的にはないのですが、何か不利益になるようなことは、ご本人さんはあるのですか。

○環境対策課長

不利益と申しますか、本人につきましては嚴重注意、それと始末書を記載して決裁をとるようしております。

○上野委員

2点要望しておきます。1点、前回も私、要望しておきましたけども、交通事故の報告に関しては、各部署で報告書を作成されていると思うのですが、様式をまず統一してほしいということが1点、2回目ですから要望です。もう1点は、やっぱり事故を起こされた方が始末書を書いて、それで終わりなので、その当事者の方が何度事故を起こしているのかとか、頻度はどうなのかということも、しっかり把握をしていただいていたおきたいというふうに要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして市民文教委員会を閉会いたします。